

瀬戸市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤正彦

瀬戸市教育委員会規則第5号

### 瀬戸市立図書館規則の一部を改正する規則

瀬戸市立図書館規則（昭和62年瀬戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(開館時間) 第2条 瀬戸市立図書館（以下「図書館」という。）の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、図書館の館長（以下「館長」という。）は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。	(開館時間) 第2条 瀬戸市立図書館（以下「図書館」という。）の開館時間は、 <u>4月1日から9月30日までの間</u> については、午前9時から午後7時までとし、 <u>10月1日から翌年の3月31日までの間</u> については、午前9時から午後6時までとする。ただし、図書館の館長（以下「館長」という。）は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。
(休館日) 第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) <省略> (2) <u>月曜日</u> （この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降において、その日に最も近い日で休日でない日とする。）及び毎月第4水曜日（この日が休日となる日を除く。） (3) <省略> 2 <省略>	(休館日) 第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) <省略> (2) 每月第4水曜日（この日が休日となる日を除く。） (3) <省略> 2 <省略>

## 附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。